4. 学習環境関係

①修学支援

- ②基盤整備
- ③地域の人づくり(高等課程の機能強化)

専門学校生の経済的状況

専門学校生と大学生における家庭の年間収入別 生徒・学生数の割合

家庭の年間収入が300万円以下の割合をみると、専門学校生が17.9%、大学生7.9% ⇒ 専門学校生の割合の方が高い。

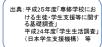


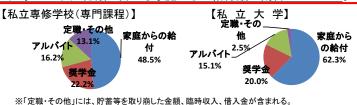
専修学校(専門課程)の生徒と大学の学生の収入状況

[私立専修学校(専門課程)の生徒と私立大学の学生の収入の構成割合]

○私立専修学校(専門課程)の生徒の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は48.5%。定職・その他の割合は13.1%を占める。

○私立大学生の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は62.3%。





専修学校生における中退者の状況

経済的理由により、専修学校を中途退学した者は、 中退者全体の約1割(約10%~12%で推移)

(出典:文部科学省調べ)

専門学校生の授業料及び生活費の負担状況



家庭の年間収入が300万円未満の専門学校生の 4人に1人(25.6%)が授業料も生活費も生徒本人 が負担している。

また、授業料又は生活費のいずれかを本人が負担している割合も含めると、6割(61%)を占める。

出典: 平成26年度「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」

平成26年度の授業料等の学生納付金の状況について

学校種	授業料	入学料	施設整備費	合計額			
〈大学〉							
国立	535,800円	282,000円	_	817,800円			
公立	537,857円	231,133円(地域内) 397,721円(地域外)					
私立	864,384円	261,089円	186,171円	1,311,644円			
〈短期大学〉							
公立	388,013円	133,775円(地域内) 217,588円(地域外)	_	521,788円(地域内) 605,601円(地域外)			
私立	693,495円	245,783円	173,825円	1,113,103円			
〈専門学校〉							
国立	166,800円	70,000円	_	236,800円			
公立	178,501円	44,329円	156,110円	378,939円			
私立	613,374円	166,540円	329,228円	1,109,142円			

[※]大学の納付金について、国立は「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」で定める大学学部の納付金の標準額、公立は大学学部昼間部の平均額、 私立は学部の納付金の平均額。

(文部科学省調べ)

専門学校における中途退学者の状況について

経済的理由により、専修学校を中途退学した者は、中退者全体の約10%から12%で推移

[単位:人]

96

		平成23年度末						平成24年度末						平成25年度末					
K	分	(公立) 専門課程	(私立) 専門課程	(公立)	(私立) 一般課程	合計	割合(%)	。 (公立) (公立)	(私立) (私立)	(公立)	(私課	合計	割合(%)	(公立) (公立)	(私立) 専門課程	(公) (公課)	(私立) 一般課程	合計	割合 (%)
学業不振		173	5,552	0	18	5,743	19.2	131	5,696	0	14	5,841	19.1	135	5,670	0	23	5,828	18.9
学校生活	不適応	145	3,565	0	49	3,759	12.6	111	3,747	1	50	3,909	12.8	98	4,051	0	60	4,209	13.7
進路変更	(合計)	357	10,030	1	176	10,564	35.2	453	10,645	3	113	11,214	36.7	420	11,247	4	124	11,795	38.3
	(a)就職	106	3,919	1	23	4,049	(13.5)	135	4,402	0	17	4,554	(14.9)	120	4,866	4	24	5,014	(16.3)
	(b)転学	44	1,613	0	14	1,671	(5.6)	47	1,791	0	25	1,863	(6.1)	46	1,700	0	38	1,784	(5.8)
	(c)その他	207	4,498	0	139	4,844	(16.2)	271	4,452	3	71	4,797	(15.7)	254	4,681	0	62	4,997	(16.2)
病気・けた	√・死亡	104	3,308	1	42	3,455	11.5	98	3,443	0	36	3,577	11.7	107	3,197	0	37	3,341	10.9
経済的理	由	23	3,421	0	24	3,468	11.6	35	3,273	0	27	3,335	11.0	27	3,137	1	32	3,197	10.4
海外留学		0	85	0	1	86	0.3	1	70	0	1	72	0.3	1	57	0	1	59	0.2
その他		89	2,858	0	32	2,979	10.0	66	2,553	1	25	2,645	8.7	69	2,346	0	26	2,441	8.0
合計		891	28,819	2	342	30,054	100	895	29,427	5	266	30,593	100	857	29,705	5	303	30,870	100

^{*}各年年度末の状況について記載している。

専修学校教育振興室調べ(専修学校の生徒納付金等に関する調査 等)

[※]公立の入学料の(地域内)(地域外)の判断は各大学が行っているが、おおよそ入学者が当該大学を設置する地方自治体の域内に住所を有するか否かを指す。

[※]公立短期大学の納付金については昼間部の納付金の平均額。

[※]専門学校の納付金について、国立は国立大学附属専門学校(平成25年度:3校)、公立は昼間部、私立は昼間部の納付金の平均額。

[※]専門学校の施設整備費には、実習費・その他を含む。 ※計数は端数処理により、合計額において一致しない場合がある。

^{*}割合は、小数点第2位切り上げ。そのため、各項目の割合の合計が100とならない場合がある。

学生等への経済的支援に関する国の施策について

	子生寺への程계的又抜に関する国の加	世界について
種別	1条校	専修学校
	《私立高等学校》	《私立高等専修学校》
	【高等学校等就学支援金】 (支給対象者:270万人(※高等専修学校も含む)(H29予算案)) →年額118,800円を支給(保護者等の年収上限910万円程度) →私立の在学生は、所得に応じ、支給額を1.5~2.5倍した額を上限として支給	※同左
後期中等教育	【高校生等奨学給付金】 (支給対象者:45万人(※高等専修学校も含む)(H29予算案)) →各都道府県が実施する高校生奨学給付金事業(非課税世帯対象)を支援 →授業料以外の教育負担軽減 (国補助率1/3)	
	→普通交付税措置 (「私立高等学校の生徒の数」を測定単位として、高等学校(全日制)生徒1人あたり276,100円を	→特別交付税措置 (「私立高等専修学校の授業料減免補助に要する経費がある都 道府県に対し、当該経費の1/2又は生徒数×12,800円のいずれ か少ない額により積算)
	《私立大学》	《私立専門学校》
	【日本学生支援機構(大学等奨学金事業)】	※同左
		※同左
	注)15億円は初年度分であり、H29予算案においては、学生等が在学期間中安心して学べるよう基金を造成(70億円)	
高等教育段階	(無利子)51万9千人(※専修学校も含む)(H29予算案:3,502億円)	(無利子) 約6. 0万人(H27実績)
	(有利子)81万5千人(※専修学校も含む)(H29予算案:7,238億円)	(有利子)約15万9千人(H27実績)
	<u>【投来件級先】</u> →国の助成措置(私立大学等経常費補助金の枠組み)	※国の助成措置はない (被災児童生徒修学支援等事業を除く) [参考]
	VIZA 5 8 A 1 (HWT) 8 111/16 H)	「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」(H29予算案: 1.8億円)

高等学校等就学支援金交付金等

平成29年度予算額(案)

3,668億円(平成28年度予算額

3,680億円) 3,624億円

〈内訳〉 高等学校等就学支援金交付金(新制度・旧制度) 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 高等学校等就学支援金事務費交付金

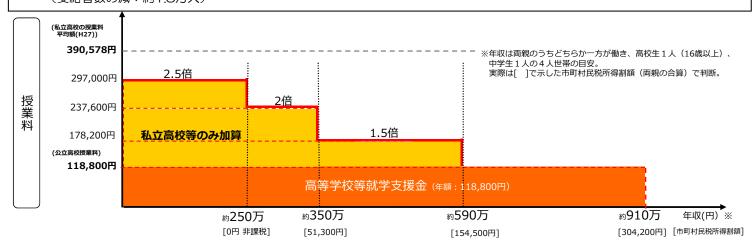
0.2億円 44億円

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を 支給(学校設置者が代理受領)することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

◆対象となる学校種

国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等 課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種 学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

- ◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円(市町村民税所得割額 304,200円)以上の世帯の生徒については、 就学支援金を支給しない。
- ◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて 59,400円~178,200円を加算して支給。
- Ж 平成29年度においては生徒数の減少及び定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う減を反映。 (受給者数の減:約1.8万人)



高校生等奨学給付金の充実

平成29年度予算額(案):136億円【5億円増】

平成28年度予算額 : 131億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、 高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費 など

• 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の 教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。

平成29年度予算(案)概要

◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【8.6億円減】

給付対象(予定)者数:47.8万人 ⇒ 45万人(▲2.8万人)

◎非課税世帯 全日制等(第1子)の給付額の増額【13.6億円増】

世帯区分	給付額(年額)					
生活保護受給世帯 全日制·通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円		
非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立	59,500円 ↓(+16,300円) 75,800円	私立	67,200円 ↓(+16,800円) 84,000円		
非課税世帯 全日制等(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立	129,700円	私立	138,000円		
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円		



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

私立専修学校高等課程の授業料減免への特別交付税措置

平成25年度より、都道府県が私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要した経費の一部に対して、特別 交付税を措置

⇒ 平成28年度現在、28の都道府県において私立専修学校高等課程への授業料減免を実施

〇都道府県における補助状況

者	『道府県	26年度	27年度	28年度	者	邓道府県	26年度	27年度	28年度		都	道府県	26年度	27年度	28年度
1	北海道	×	×	×	17	石川県	×	×	×	3	33	岡山県	×	×	×
2	青森県	0	0	0	18	福井県	0	0	0	3	34	広島県	0	0	0
3	岩手県	×	×	×	19	山梨県	0	0	0	3	35	山口県	×	×	0
4	宮城県	×	×	×	20	長野県	0	0	0	3	36	徳島県	0	0	0
5	秋田県	×	×	×	21	岐阜県	0	0	0	3	37	香川県	×	×	×
6	山形県	0	0	0	22	静岡県	×	×	×	3	38	愛媛県	×	×	×
7	福島県	0	0	0	23	愛知県	0	0	0	3	39	高知県	0	0	0
8	茨城県	×	0	0	24	三重県	0	0	0	4	40	福岡県	×	×	×
9	栃木県	×	×	×	25	滋賀県	×	×	×	4	41	佐賀県	×	×	0
10	群馬県	×	0	0	26	京都府	0	0	0	4	42	長崎県	×	×	×
11	埼玉県	0	0	0	27	大阪府	0	0	0	4	43	熊本県	×	0	0
12	千葉県	0	0	0	28	兵庫県	0	0	0	4	44	大分県	×	×	×
13	東京都	0	0	0	29	奈良県	0	0	0	4	45	宮崎県	×	×	×
14	神奈川県	0	0	0	30	和歌山県	×	×	×	4	46	鹿児島県	×	×	×
15	新潟県	×	×	×	31	鳥取県	0	0	0	4	47	沖縄県	0	0	0
16	富山県	×	×	×	32	島根県	0	0	0			Ħ	23	26	28

(独)日本学生支援機構による奨学金事業の概要

<平成29年度予算案>

意欲と能力のある学生・生徒の進学を後押しするため、 奨学金事業を大幅に拡充するとともに、返還負担を軽減。

- ①給付型奨学金を創設し、経済困難者の進学を後押し
- ②無利子奨学金の大幅拡充により、希望者全員への貸与を実現
- ③所得連動返還型奨学金制度の導入により、返還負担を大幅軽減

安心して学ぶことのできる環境を整備

我が国初の給付型奨学金

過度な負担を軽減

低所得世帯の成績基準を実質撤廃

残存適格者〇の実現

返還者の状況に応じた対応

所得に応じた無理ない返還

①給付型奨学金の創設

基金:70億円(新規) [平成29年度先行実施分:15億円]

経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し。

【制度概要】

◇対 象: 非課税世帯で一定の学力・資質要件(※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準)を満たす学生を高校等が推薦

※①十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者

◇給 付 額: (国立・自宅) 月額2万円 (国立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円

(私立・自宅外) 月額4万円 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付規模:2万人(1学年当たり)

<平成29年度先行実施分>

◇対 象:私立・自宅外生と児童養護施設退所者等

◇給付人員:<u>約2,800人</u> ※内訳:私立・自宅外通学···約2,200人、児童養護施設退所者等···約600人

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現 無利子奨学金事業費:3,502億円(279億円増) [ほか被災学生等分26億円] 貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基 準を実質的に撤廃。

◇無利子奨学金貸与人員:51万9千人(4万4千人増) 〔ほか被災学生等分4千人〕

※無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分:223億円(3万6千人分)

③新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応 システム開発・改修費:5.7億円(0.7億円増) 所得連動返還型奨学金制度を平成29年度進学者から確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成29年度事業の概況

区分			無利子奨学金	有利子奨学金				
	貸与人員		51万9千人 (4万4千人增)	81万5千人 (2万9千人減)				
	事業費		3, 502億円 (279億円増)	7, 238億円 (448億円減)				
	うち一般会計 復興特会等	•	政府貸付金 一般会計:885億円/復興特会:11億円	財政融資資金 7, 003億円				
	貸与月額		学生が選択	学生が選	択			
	貝子月谻		(私立専門学校自宅通学の場合)3万円、5.3万円	(専門学校の場合)3、5、	、8、10、12万円			
			・高校評定平均値3.5以上(予約採用時) 等	①平均以上の成績				
	貸与	学力	 <住民税非課税世帯の学生等>	②特定の分野において特に 優秀な能力を有する				
	基準		■成績基準を実質的に撤廃	③学修意欲がある				
	29年度 採用者	家	家計基準は家族構成等による	る(子供1人~3人世帯の場合) 				
		計	一定年収(700~1,290万円)以下	一定年収(870~1,670万円)以下				
	返還期間		卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合>	卒業後20年以内				
			・卒業後の所得に応じて変動	(元利均等返還)				
				上限3%(在学中は無利子)				
	返還利率		無利子	 (平成28年11月貸	 与終了者)			
				 利率見直し 0. 01%	利率固定0. 05%			

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生,児童養護施設退所者等) を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度 先行実施

対象 拡大

平成30年度 本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設 退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足で きる高い学習 成績を収めて いる 【家計】 住民税非課税 世帯	【学力・資質】 大学等における 学修に意欲があ り、進学後に特に 優れた学習成績 を収める見込み 【家計】	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン*を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教 科の学習で概ね満足できる成績を収めている ※社会的養護を必要とする学生への配慮 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私 立 4万円 ※入学金相当額 (24万円)を追加給付	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私 立(自宅) 3万円 ④私 立(自宅外) 4万円 ※国立で授業料免除を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

✓非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃 給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)

✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、 貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消 予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)

✓卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる 所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額·対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所 要 額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※	進学者 15. 1万人
(本格実施時)	(平成28年度10. 7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

協力者の

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を 各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

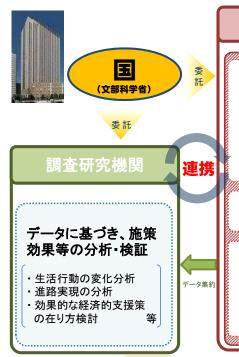
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:305百万円) 平成29年度予定額:181百万円

趣旨-目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援 策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証 や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。 【実施期間】 平成27年度~29年度

天証 印 3 研 先 27 月 20 年度 【実施期間】 平成27年度 ~ 29年度 【対 象】 都道府県・調査研究機関



- 1. 専門学校生に対する修学支援
- ●修学支援アドバイザーの配置財政的生活設計に対する助言
 - 州以的工力政制に対する別。
 - 学生生活相談
 - 就職相談(特に出身地や学校所在地における就職)
 - ・経済的困難な生徒からの情報収集 等
- 2. 専門学校生に対する経済的支援
- 3. 支援効果等に係る基礎データ収集 「中途退学や就職内定率等のデータ収集等)
 - ※ 全ての専門学校から基礎データを収集する。

—— 私立専門学校

経済的に 修学困難な生徒 (協力者)



【経済的支援の要件】

- ・経済的に修学困難(生活保護 世帯及びそれに準ずる世帯)
- ・アンケート等への協力
- ・職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

【支援対象の生徒が在籍 する専門学校の要件】

- ・ 生徒への学校独自の授業料等 減免の実施
- ・ 専門学校が実施する授業料等 負担軽減に関する情報の公開
- ・ 質保証・向上に関する取組 (学校評価) 等

経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

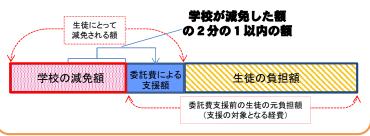
- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変 した世帯の生徒

生徒が在籍する専門学校の要件

- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業 料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開 していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表し ていること

[経済的支援の金額及びイメージ図]

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を 基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただ し、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学 校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えな いものする。



例:授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を<u>超えない</u>パタ 学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2 分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負 担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



委託費支援前の生徒の元負担額(C)

★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を<u>超える</u>パターン 学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分

の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である2 5万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から1 5万円(D)に軽減 生徒の 授業料:100万円 負担額 学校の減免額(A)

(D) 委託費による支援額(B)

委託費支援前の生徒の元負担額(C)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) H25.6成立

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止 第1項:障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を 理由として、差別することその他 の権利利益を侵害する行為をして はからかい。

第2項:社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障 害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が 過重でないときは、それを怠ることによつて前 項の規定に違反することとならないよう、その 実施について必要かつ合理的な配慮がされなけ ればならない。

第3項:国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防 止に関する啓発及び知識の普及を図るた め、当該行為の防止を図るために必要と なる情報の収集、整理及び提供を行うも のとする。

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等(国公立学校など) 民間事業者(私立学校など)

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等(国公立学校など)

60万

法的義務

民間事業者(学校法人など)

努力義務

具体的な対応

具体化

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定 (H27.2))

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 (※地方の策定は努力義務)
- 事業者 ⇒ 主務大臣(教育分野:文科大臣)が事業分野別の対応指針を策定

実効性の確保

主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

文科省对応要領: H27.12策定 文科省対応指針: H27.11告示

Ⅱ. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

◆ 障害者差別解消法の施行により、平成28年4月から、国公立学校等において 「合理的配慮の提供」が義務化(私立学校は努力義務)

【⇒対応】

◇ 文科省所管事業分野(教育・文化・スポーツ等)の対応指針の策定(H27.11告示)

((内容) 趣旨、合理的配慮等の基本的な考え方、 相談体制の整備、研修・啓発、相談窓口、 合理的配慮等の具体例、分野別の留意点

- ◇ 学校における合理的配慮の実践事例 を特総研「インクルDB」に掲載
- ◇ インクルーシブ教育システム構築事業 を含めた各種事業の実施

など

※平成28年度から補助事業化

文部科学省所管事業分野の対応指針

(文科省対応指針より)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、 侵害することとならないよう、当該障害者の性別、

108

学校における合理的配慮(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受け る権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・ 調整を行うこと
 - 障害のある子供に対し、その状況に応じて、 学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政 面において、均衡を失した又は過度の負担を課さ ないもの

障害者差別解消法 (H25.6成立、H28.4施行)

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

○学校、文化施設等において<u>、板書やスクリーン等がよく</u> <u>見えるように、黒板等に近い席を確保</u>すること。

○ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害

○ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や

<u>試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、</u> 筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、 拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている 旨の意思の表明があった場合において、その実施に 伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を 年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の 実施について必要かつ合理的な配慮をしなければ ならない。[第7条第2項]

※事業者(私立学校等)は努力義務

抜粋(平成27年11月9日告示)

<分野別の留意点>

初等中等教育段階:中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応す ることが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

【合理的配慮に関する留意点】

- ○合理的配慮の合意形成に当たっては、(中略)人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等 を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうか の観点から検討が行われることが重要である。
- 〇合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校(中略)及び本人・保護者により、発 達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記する ことが重要である。
- 〇合理的配慮の合意形成後も、(中略)柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- 〇合理的配慮は、(中略)インクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な 教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。
- ○個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必 要である。

高等教育段階:合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。

【合理的配慮に関する留意点】

- ○機会の確保:障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を 培えるよう、教育の質を維持すること。
- ○情報公開:障害のある進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- 〇決定過程:権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ○教育方法等:情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- ○支援体制:大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ○施設・設備:安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

【参考】発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

第1条

この法律は、

※下線部は、平成28年6月3日公布の一部改正による修正

- 発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、
 - <u>障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳</u>にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
 - ① 発達障害を早期に発見し、
 - ② 発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、
 - ③ 学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、

発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、

もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第8条 第1項 (教育)

国及び地方公共団体は、

- **発達障害児** (18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校<u>並びに専修</u>学校の高等課程に在学する者を含む。)が、
- <u>その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた</u>十分な教育を受けられるようにするため、
- 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、
- ① 適切な教育的支援を行うこと、
- ② 個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を 行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成)及び個別の指導 に関する計画の作成の推進、
- ③ <u>いじめの防止等のための対策の推進</u> その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

110

4. 学習環境関係

1修学支援

②基盤整備

③地域の人づくり(高等課程の機能強化)